

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県柏市若柴178-4-148-1ウエスト3F チコルフロア内
評価実施期間	令和5年10月2日～令和6年3月1日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	野田市立木間ヶ瀬保育所 ノダシリツキマガセホイクショ		
所 在 地	〒270-0222 千葉県野田市木間ヶ瀬3152-1		
交通手段	東武アーバンパークライン 川間駅より野田市まめバス 木間ヶ瀬公民館入口 下車1分		
電 話	04-7198-3825	F A X	04-7126-0854
ホームページ	http://www.coby.jp/		
経 営 法 人	株式会社コビーアンドアソシエイツ		
開設年月日	野田市より受託 平成26年4月1日		
併設しているサービス	午後8時までの長時間延長保育 生後6カ月からの乳児保育		

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	6	12	18	24	24	24			
敷地面積	2001.17㎡			保育面積		653.3㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診年2回 歯科検診年2回 尿検査年2回 視力検査								
食 事	完全給食 補食								
利用時間	基本保育：午前8時30分から午後5時まで 時間外保育：午前7時から午前8時30分、午後5時から午後8時まで								
休 日	日曜・祝日・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）								
地域との交流	園開放、世代間交流、幼稚園、小中高校生との交流、中学生、高校生の体験学習受入								
保護者会活動	運営協議会								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		19	7	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	14	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		1		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	野田市児童家庭部 保育課で申込みを受け付けています。 ＜問合せ先＞野田市児童家庭部保育課保育係 電話：04-7125-1111 内線：2175	
申請窓口開設時間	月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 午前8時30分から午後5時15分まで	
申請時注意事項	子どもと保護者で面接をお願いします。	
サービス決定までの時間	申請書の提出は前月の10日まで、決定の場合は翌月1日より入所 (年度当初4月の入所については1月頃から受付)	
入所相談	当保育所または野田市保育課にて随時受付しております。	
利用料金	保育料は、所得税や市民税等の額と児童年齢で異なります。 午後6時からの延長保育は別途料金がかかります。	
食事料金	3歳以上児については、主食費200円/月、副食費5,200円/月 がかかります。	
苦情対応	窓口設置	保育所/受付担当者：主任保育士 解決責任者：保育所長 野田市児童家庭部保育課
	第三者委員の設置	あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p><保育理念></p> <ul style="list-style-type: none"> •健康で明るく豊かな感性を持つ子ども •のびのびと創造的に自己を表現できる子ども •国際性の豊かな子ども •自分から物事に意欲的に取り組み、やりとげる子ども •おおらかで思いやりがあり、とりまく人々を大切にしている子ども
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> •夜8時までの長時間延長保育 •生後6カ月からの乳児保育 •完全給食の実施 •世代間交流事業 •地域子育て支援活動 •障害児保育
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p><豊かな自然環境></p> <p>広々とした園庭には、季節によりさまざまな虫たちが顔を出し、子どもたちは夢中で遊んでいます。豊かな自然があふれ、のびのびと遊ぶことができます。</p> <p><一年を彩り、成長を促す多彩な行事></p> <p>季節や日本文化に触れる行事を、毎月複数回以上行っています。特に運動会や発表会では、音響や衣装にも徹底的にこだわった本格的な演出のもとに行い、子どもたちは大きな感動や達成感を得てぐんと成長します。</p> <p><本物体験を大切にしています></p> <p>給食で使用する食器はすべて陶器やガラス製、木製で、ここには「物を大切に扱う」ことを知ってほしいという思いがあります。また専属のサッカーコーチによるサッカー保育や、ネイティブスピーカーによる国際交流保育、体育指導員による体育保育も日常カリキュラムに取り入れており、これらの指導はすべて専属スタッフにより行われています。サッカーについては、年度末には園対抗のサッカー大会を開催するほか、習い事としてのサッカースクールを利用でき、保護者様の送迎なしで通うことができます。</p> <p><食べるよろこびを育てる食育プログラム></p> <p>食育の基本は「おいしい」という体験からと考えています。そこで、法人全体の総料理長には元シティホテルの総料理長だった人物を招聘し、メニュー考案や調理スタッフへの指導にあたっています。また、定期的な「こだわりの逸品プログラム」として、旬のものや希少な食材を厳選し、提供しています。他にも毎月の新メニューの提供や、菜園やクッキング保育など様々な食育プログラムを実践しています。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
子どもが生まれながらに持つ力を引き出す保育が実践されている
思いやりや優しさ、リーダーシップを育む「異年齢児交流保育」と、しつけや基本的な生活習慣を学びながら創造性・芸術性・知的能力・運動能力等を開発する「年齢別保育」が融合した創設者考案の「マトリクス保育」を実践することにより、子どもが生まれながらにして持っている能力を最大限に引き出し、豊かな人間性を育む保育を行っている。人格や様々な能力の土台が形成される大切な乳幼児期の体験は、特に重要であると認識しており、様々なカリキュラムを通して、リーダーシップ、思いやり、やさしさを育み、その中で子どもの持つ能力を伸ばせるようにしている。
園内環境の向上に向けて積極的に取り組んでいる
子どもに快適に過ごすことが出来る環境を提供するため、保育室・事務室等の整理整頓・清掃は職員が担当制で毎日行っている。特に、トイレについては最も力を入れて取り組んでおり、「トイレ清潔・清掃チェック表」を活用して常に衛生的な環境が維持している。全クラスにある玩具類については、終業後に毎日、消毒している。害虫対策として、専門業者に委託して薬剤散布等で害虫駆除を行ったり、午睡に使用する布団を、専門業者による高温殺菌乾燥を月1回(夏期は月2回)行ったりしている。園庭遊具については、専門業者への委託により定期的な検査等を実施しているほか、職員による日常点検を行っている。
職員間の円滑なコミュニケーションを図る工夫を行っている
日々の仕事の中で職員同士のコミュニケーションが円滑になるように取り組んでいる。施設長と職員、そして職員同士が業務の連絡を積極的に行うことで、職員間の信頼関係の構築や、情報の共有のみならず、保育全般に関する深い議論が出来るようになってきている。また、保育業務支援ソフトの導入により、職員間の情報伝達と共有がこれまで以上に円滑になっており、その結果として、コミュニケーションを深めるきっかけにもなっている。以上の取り組みから、子どもたちが園での生活を通じてのびのびと健やかに成長するうえでの職場環境づくりがなされている。
「食」に対する興味を引き出し感謝の気持ちを育むように取り組んでいる
提供している給食やおやつは、栄養バランスだけでなく、盛り付けや見た目にもこだわり、行事食では一流レストランで出てくるような本格的なメニューを提供している。また、子どもたち自らが菜園に野菜の種をまき栽培・収穫をして、包丁やピーラー等で調理し給食で食べるまでの体験をしたり、物を大切に扱う姿勢を育むために、給食で使う食器は、すべて陶器製、ガラス製のものを使用したりするなど、食育に力を入れている。以上の取り組みにより、食べ物を大切にする習慣や自然への感謝の気持ちを育み、食の喜びや感動を実感できる取り組みを実践している。
本格的な行事を行うための高い意識があり、入念な準備がなされている
保育所で行う行事は、子どもたちの遊びや社会行事に合わせ、それぞれの季節ならではの保育、季節を楽しむ保育、移りゆく季節を体感できる行事と、五節供(句)などの伝統行事をベースに、健康で健全な成長を促し、その文化を子どもたち自身が継承していける保育行事を行っている。行事を行うにあたり、製作や練習を展開しており、それらすべての活動は職員が子ども一人ひとりの成長過程に合わせて計画的に行っている。また、行事の準備は全て職員が行い、プロフェッショナルとしての意識をもって行事を展開している。これらの行事を通して、子ども一人ひとりが楽しさと挑戦・冒険・喜びにあふれる体験が出来るようにしている。

さらに取り組みが望まれるところ
コミュニケーションツールの活用等により外国籍の家庭へのさらなる対応力強化が望まれる
近年は外国籍の子どもが保育所に入所するケースが増えている、そのため、外国人の保護者とのコミュニケーションも重要となっている。以前は各クラスに設置しているタブレット端末の翻訳機能を活用していたが、翻訳の精度が今ひとつと言える部分もあり、保護者への重要な伝達事項が適切に伝わらないケースが出てきている状況であったが、翻訳専用の機器を導入することによって、改善が見られている、外国人の保護者が安心して保育園を利用できるように、様々な国籍の保護者のニーズに柔軟かつ的確に対応できる体制を整えるとともに、園のお便りなどへのフリガナの追加や表記の工夫を行っている。今後も外国籍の家庭への更なる対応力の強化が望まれる。
老朽化した建物への対策と備えが必要である
保育所の建物は、耐震構造については安全面の確認が取れているものの、築年数が経過しているため、経年劣化が激しく、建物の構造上環境の維持や安全性の確保がより一層必要な状況となっている。トイレなど一部は改修されてはいるものの、依然として温度・湿度・換気・採光・音などを常に適切な状態に維持することが難しく、保育を行うには不便を感じる状況である。可能な対策は既の実施されているが、保護者・職員からも改善を要望する声が挙がっており、大きな課題の一つになっている。より一層の対策が望まれる。
計画的な修繕、破棄に向けた準備
園庭や室内の広大なスペースの中でのびのびとした保育が行われており、子どもたちにとっても過ごしやすい環境であると言える。その一方で、本来ならば、収納スペースがしっかり確保されていて整理整頓されていることは、子どもが今の遊びや活動に集中できる大切な要因であるが、現状は、使われなくなった備品がそのまま残っている状況である。提供する保育をさらにより良いものにするためにも、保育所全体のスペースを有効活用して、子どもが安全に活動・生活していける環境を整えることが重要であると言える。行政への働きかけなど行って、備品の整備と不必要な備品の破棄を進めることが望まれる。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)
保育所の運営について、日頃より法人全体や保育所全体、さらに所長や保育士など個人レベルでも自己評価や振り返りを行っています。今回、客観的な見地から評価をいただき、大変参考になりました。 特に利用者調査ではほとんどの項目で高い結果が得られており、保護者との信頼関係が築けているように感じました。今後も引き続き、さらなる信頼関係の構築に向け、各ご家庭の声を聞きながら運営を行ってまいります。 課題として挙げられた建物の老朽化については、記載の通り制度上大がかりな改修が出来ないため、できる範囲で環境の最適化や安全確保を引き続き行い、委託事業者としての責務を果たします。地域との関わりをさらに積極的に行うとともに、引き続き安全を確保しながら、保育サービスを展開してまいります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0
				16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価 子どもの健康支援	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
	21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。			6	0	
	22 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。			4	0	
	23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。			6	0	
	24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。			6	0	
	25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。			4	0	
	26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。			3	0	
	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0			
		28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0		
		29 食育の推進に努めている。	5	0		
		5 安全管理	環境と衛生 事故対策	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4			0		
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0				
	6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
計			136	0		

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>経営理念やミッション、保育目標、保育方針を明確に掲げ、全社員が一体となって乳幼児の福祉や保護者、地域の福祉向上に熱心に取り組んでいる。理念や方針は、法人の趣旨や人権擁護・自立支援の精神が反映されるように綿密に策定され、会社案内、事業計画やパンフレットにも明確に記載されている。また、保育においては、「子どもなんだから」という単純な考えではなく、子どもたちに本物の体験を提供することの重要性を深く理解し、実践している。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所内の研修として、保育士をはじめ調理師、調理員、看護師、事務員、用務員まで全職員を対象に、保育業務従事者としての「心がまえ」に焦点を当てた研修を定期的に行っている。さらに、着任前研修や入社1・2年目の職員を対象としたフォローアップ研修では、理念・方針の理解を深める研修が行われている。提供する保育に対して、職員の共通理解が定着するよう努めており、指導計画の評価時には提供するサービスが保育理念・保育方針に沿ったものかを確認している。また、経営理念や保育方針をエントランスや各クラスに掲示するだけでなく、職員がいつでも確認できるように保育理念・保育方針をまとめたポケットタイプの手帳を配布している。この手帳には、子どものリスク管理に必要な情報(アレルギー等)も記入できるようになっている。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用希望者に対しては、入所案内として、カラーで20ページの冊子を用意し、理念・方針・サービス内容などを分かりやすく説明している。毎月の保育所だよりなどの配布物でも保育理念・保育方針の実践が伝えられており、それらも見せている。また、入所にあたっては、保護者の理解を得た上で同意書を取っています。さらに、個人面談や入所式などの機会を通じて、理念・方針が保育にどのように活かされるかを報告し、質問にも丁寧に答えている。保護者とのコミュニケーションを重視し、信頼関係を築く取り組みとして、「こだわりの逸品の試食」などの機会が設けられている。</p>		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所は、法律(児童福祉法等)に基づいて運営され、子どもの福祉を積極的に増進することを目指している。法律は保育所を「最もふさわしい生活の場」と位置付け、子どもが健康で安全な環境で情緒的に安定した生活を送ること、自己を十分に発揮できる環境を整備することを求めている。それらを踏まえ、前年の計画に対する実施状況の評価し、分析・反省を行った上で、新たな重要課題が明確化された事業計画や保育計画を作成している。これにより、子どもたちがより良い環境で成長できるよう努めている。</p>		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>野田市を創業の地として誇りに思い、法人グループで千葉、東京、埼玉、神奈川、茨城、山形で33施設の運営を行っている。本社には保育事業本部を構え、経営企画部・総務部と連携しながら、法人全体を運営管理している。保育の現場に関する問題は施設長によって集約され、報告されている。重要な課題や方針を決定した際には、全施設の施設長・主任を集めた会議を開催し、報告や協議を行っている。この会議ではファシリテーション方式を採用し、参加者の合意形成や相互理解をサポートすることで、組織や参加者の協働を促進している。また、各委員会でも、行事や毎月の献立、研修に関する意見や提案を報告しており、これらをもとに年度計画に反映させている。</p>		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎週、定例の職員会議を通じて、課題や改善すべき箇所を共有し、施設長や主任を中心に具体的な改善策を明示し、全職員の共通理解を促進している。また、職員の働き甲斐向上を図るために、グループ全体で取り組んでいるドリームプロジェクトでは、職員が音楽、絵本、ICT、ダンス、スポーツ、料理などから興味のある分野に任意で参加し、自身の才能や技術を高める活動を行っている。園でも発表会を充実させるための舞台照明や音響等に取り組んでいる職員がいる。法人では職員の創意工夫を評価し、毎年度末に優秀な者に表彰を行うなど、自由な意見や発想を尊重する環境を整えています。本部機能に人材採用育成部門を設け、施設ごとに人間関係について把握し、働きやすい職場環境を整えるよう努めている。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>新入職員が現場に配属される前に保育業務従事者として守るべき倫理及び法令遵守に関する言葉度を含む着任前研修を実施している。また、コンプライアンスの遵守のためのルールを体系づけて理解できるような取り組みを行い、周知徹底を図っている。就業規則内にも倫理規定・法令遵守について明記し、いつでも確認できるようにしている。さらに、職員には保育倫理規定や理念・基本方針、「コピースタッフとしての十戒」が記載されたポケットタイプの手帳の携帯を義務づけている。個人情報取り扱いについてもマニュアルを作成し、全職員の共通理解を実践している。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>就業規則内には、職種や役割に応じた職務内容と権限が明確化されており、職員に対する評価基準や評価方法も社内規定に明示されています。これにより、客観性と透明性が確保され、公正な評価が行われている。職員に求めている人材像や役割は、子どもたちの育ちを支えるプロフェッショナルであると同時に、最も身近な大人の一人として、子どもたちが憧れるような存在になることを重視している。また、子ども一人ひとりの育ちに寄り添い、感動を子どもや保護者と一緒に分ち合えること、職員相互の信頼と責任をもとにチームワークを図れることが求められている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>勤務シフトは各園で作成されていますが、職員個々の就労時間・時間外労働・休暇については本社管理が行われ、集計されたデータが保育所にフィードバックされている。働きやすく相談しやすい環境づくりに力を入れており、有休休暇や育児休暇・リフレッシュ休暇などが公平に取得できるように工夫している。職員面接も定期的に行われており、施設内で相談しづらい内容であっても、他園の施設長や職員に相談できる環境や、本部HRD部に直接相談できるオープンな組織づくりが行われている。また、保育計画書類の入力・管理がPC端末でできるシステムを導入し、各指導計画、日報などを電子化することで、書類作成の業務負担を軽減している。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の採用にあたっては園見学を実施するほか、保育士養成校等の学生が実際に園を訪れることのできる体験イベント(保育フェス)を休日に開催している。オンラインガイダンスやWEB面接も行える環境を用意している。また、職員一人ひとりの個人人材育成計画が作成され、その内容を踏まえて上長との個人面談で確認が行われている。人材育成の取り組みとしては、施設長を含め職員が年4回チェックリストを用いた自己評価を行い、進捗状況や育成が進まない理由について上長との個人面談が行われている。キャリアアップのための各階層別の研修が用意されており、男性研修・調理員研修・委員会研修など、職務や役割に応じた研修も行われている。保育士のスキルは、知識のみならず経験によって習得されるものが多いため、OJTの仕組みを明確にし、先輩保育士による指導を通じて職員一人ひとりのスキルアップを図っている。</p>		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入社前の研修では法律の基本方針や児童権利宣言を確認させるだけでなく、毎年職員に配布するハンドブックにもこれらの内容を記載し、反復学習が可能な環境を整えている。また、保育士1対子どもにさせない取り組み(保育士2人以上の保育体制)や、言葉遣いに関する話し合いを職員会議の中で行うなど、職員に対する人権教育が積極的に行われている。さらに、家庭での虐待や不適切な養育に早期に対応するため、虐待対応マニュアルによるチェックリストを活用し、施設長を中心に慎重かつ迅速な対応が行われている。児童相談所や行政、所轄警察署などとの連携体制も整えられており、適切な対応を行うための体制が整っている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報の保護に関する方針を定め、会社案内や重要事項説明書に掲載することで保護者への周知を徹底している。さらに、プライバシーポリシーをホームページにも掲載している。個人情報の利用目的だけでなく、園だよりなどに掲載する写真についても肖像権使用承諾として入所時に保護者から必ず同意を得ている。実習生に関しても、学校側と組織的に保護規定の協定を結び、オリエンテーション時に個人情報保護についての説明を行っている。個人情報の取り扱いに関して、職員全体研修会で個人情報保護の研修を行っており、個人情報保護のマニュアルを事業所に置き、周知徹底を図っている。メール配信システムも管理者の権限を強化し、個人情報を厳重に管理している。</p>		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者に対して運動会や発表会の後にはアンケート調査を実施し、集計結果を分析して次年度の開催に活かしている。また、利用者満足度を向上させるため、日頃から保護者とのコミュニケーションを大切にし、保育士から積極的に声をかけるよう努めている。保護者からの希望がある場合には、個別の面談を行うほか、毎月5のつく日にファミリーデーを設けており、保護者が保育の様子を見学できる日としている。さらに、年に一度、運営協議会を実施し、保護者代表、保育所代表、事業所本部代表、行政や自治体代表が参加して、園運営や保育に関する様々な話し合いを行っている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者や近隣からの苦情に対して、公平な立場による判断と個々のケースに配慮した適切な対応が取れるよう、第三者委員と苦情相談委員も設置している。法人内で解決できるような内容に関しては、主任保育士を苦情受付担当者、施設長を苦情解決責任者とし、必要に応じて法人本部・エリア統括園と協力して対応している。苦情対応マニュアルでは、職員一人ひとりが適切な対応ができるよう明示しており、これらの取り組みは、入所案内や入所説明会、園内掲示(エントランス、玄関のドア)、園だより4月号などで周知している。苦情が発生した際には、ケーススタディとして法人のグループネットワークを通じて共有している。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制として、保育内容の実践記録を残し、サービスの改善を図るためPDCAサイクルに基づいた取り組みを行っている。具体的には、園長を含む全職員が自己評価のシートを定期的に活用し、上長からも客観的な評価をもらうことで保育の質を高めている。さらに、保護者アンケートや行事ごとのアンケート、連絡帳の記述、保育参観や保育見学(ファミリーデー)の参加者の感想など、保護者の意見を集約して参考になっている。職員からの提案も職員会議で取り上げ、保育内容やサービスの改善に反映させている。定期的な受審している第三者評価の結果についても公表することで、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</p>		

16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的の実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 様々な状況に応じて適切な判断ができるように法人本部において、感染予防マニュアル、衛生管理マニュアル、災害マニュアル、安全管理マニュアル、業務マニュアル、農薬や殺虫剤使用に関するマニュアルなど細分化されたマニュアルが整備されている。保育所でもマニュアル担当者を置き職員が中心となって話し合いながら、自施設に合わせた内容となるよう基本事項を押さえつつマニュアルの見直し改定を行っている。災害マニュアルに関しては、事業継続計画の一環としてグループ園全体を対象とした新たなマニュアルが用意されており、各保育所では職員体制のあり方や必要性が高い備蓄品の見直し等を行っている。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 保育所利用に関する問い合わせや見学については、ホームページやパンフレット等に案内を明記しており、問い合わせは随時受け付けている。ホームページでは、保育の様子を動画で配信しているほか、働いている職員を紹介するなど、利用希望者にとって知りたいと思う情報が網羅されている。また、ホームページ上で給食、おやつレシピを公開しており、子どもの成長で必要と思われる食事面の情報も掲載されており、利用希望者の不安の軽減となっている。見学は事前に電話等で受付を行い、原則1組ずつ個別に対応している。見学の時間帯は、子どもたちの様子や保育内容が見られる午前中の時間帯を基本としているが、利用希望者の状況に応じて、土曜日なども可能な限り柔軟に対応している。見学の対応は所長または主任が行い、パンフレット等を使用して、園の理念や保育方針・提供しているサービスの特徴などについて丁寧な説明が行われている。保護者からの質問も受け付け、解りやすい回答を行うことで、子育てや保育所の利用に対する不安などが軽減できるよう配慮している。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入所前には個別面談を実施し、保育所としての保育方針や保育内容を説明し、保育所の利用における保護者の不安や質問があった場合にも丁寧に応じている。また、保護者の意向も個別に確認し、面接記録として保管している。入所時には、入所案内に沿って重要事項等についての説明を行い、説明した内容について書面による同意を得ている。説明で使用する資料については、文章だけでなく、実物の写真や表などを取り入れることで、保護者が視覚的に理解しやすい資料を用意している。入所後には、毎月発行される園だよりに、その月の保育内容を記載している。		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 全体的な計画は、子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮し、保育理念・保育方針・保育目標を盛り込んだうえで作成している。最大の特徴として、全体的な計画には、縦割り保育と呼ばれる異年齢児交流保育と、横割り保育と呼ばれる年齢別保育を融合した、独自の「マトリクス保育」や英語保育をはじめとして、多文化の人々とコミュニケーションをすることを目的とした「異文化交流保育」の内容を組み込み、子ども達が日常の保育の中で豊かな体験を重ねていけるような内容で編成されている。作成のプロセスは、全職員の参画・協力のもとで進められ、施設長や法人の本部が環境や地域の実情などを踏まえた検討を行うことで、より実態に即した内容になるように配慮している。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 年間指導計画は、全体的な計画に基づいて作成されることとなっている。年間指導計画には、子どもの発達過程を考慮し、実態に即した具体的なねらいや内容を盛り込んでいる。また、生活の連続性や季節の変化などを考慮した期案・月案・週案を、クラス毎に担任が協議して作成している。これらの計画については、クラス毎に振り返りや反省を行うとともに、施設長・主任が内容の確認と見直しを行うことで、年間指導計画や全体的な計画との整合性を図っている。また、3歳未満児や障がい児など特別な配慮が必要な子どもに関しては、個別の計画を作成し、保育の実践内容についての振り返りを行っている。これらの指導計画は、具体的な狙いや内容が記載されており、その狙いを達成するための適切な環境設定を行うことに努めている。		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園内には様々な玩具や遊具を用意し、子どもが個々の興味や関心にあわせて、好きな遊びを選択して、のびのびと遊べるような時間的・環境的な配慮を行っている。その際には、キャラクターには頼りない玩具を使用している。また、独自の「マトリクス保育」(異年齢児交流保育・年齢別保育を融合)により、年長児と年下の園児が相互に協力したり助け合ったりする中で、それぞれが自発性を発揮できるように促している。「マトリクス保育」は、朝と夕方の時間帯と行事において実践しており、日中の時間帯は、年齢別の基本保育メニューを実施している。リトミックでは、音楽にあわせて楽しく身体を動かすことで、感覚機能や想像力・創造力を高め、心身の調和と情緒豊かな心の育ちを目指している。更に、子どもの運動能力の向上に向けて広い園庭を活用した運動あそびや、体育指導員から体育指導法を伝達された職員による体育保育を行っている。また、子ども達が主体性やルールを守ることを育むために、サッカーを取り入れている。発表会や運動会などの行事では、子どもの自発性を重視し、取り組みたいものへの練習を意図的に行うことで、主体的な行動や意欲を引き出すことが目指されている。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>身近な自然に触れ合う取り組みとして、プランターや菜園による季節の植物や野菜の栽培を行っており、土がついたものを収穫して調理し、芋煮汁を作って実際に食べるまでを体験している。</p> <p>地域との関わりに関する取り組みとして、小学2年生の町探検の受け入れ・近隣小学校における地域の幼稚園生や2年生との交流・中学生の職業体験の受け入れ。高校生との相互交流・地域の人による読み聞かせなどを行っている。地域の高齢者施設の慰問については、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在は見合わせている。他にも、消防署(防災訓練の際に実際の消防車・救急車を手配して、消防車が活動する様子を子どもたちに見せたり、実際に放水体験を行ったりする)、警察署(交通安全指導や防犯避難訓練の取り組みについての協力を得ている)などとの交流やなど、地域社会とのつながりを重視している。</p> <p>地域資源の活用として、発表会の際には、地域の公共施設を活用し、演出・音響・照明・小道具等、本格的な舞台装置を使用することで、園の方針である本物志向の実現を目指している。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年齢をこえた多くの子どもと関わる事が出来るようにするため、異年齢児交流保育(リーダーシップや思いやりを育む)と年齢別保育(しつけや基本的な生活習慣を学ぶ)を融合した「マトリクス保育」を実践している。役割を果たす喜びや責任感を養うために、当番活動を実施しており、昼食時のテーブル拭きや給食のおかわりの対応などを子どもたちが行っている。社会的なルールが自然と身につくように、サッカー保育を行っているほか、普段の保育の時間で、園庭遊具(ジャングルジム・滑り台・太鼓橋・鉄棒など)を、順番を守って正しく使い方を守ることを理解できるように促している。けんかやトラブルが発生した場合の対応は、子ども同士で解決することを基本とし、子どもに危険のないように注意しながら状況を見守ることとしている。双方の保護者には、基本的には状況を知らせているが、責任の所在はあくまでも保育所であると明確に示し、保育所が主体的に解決を図ることとしている。そのため、保護者同士での直接的な関わりは極力避ける方針で対応を行っている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>現在、特別な配慮が必要な子どもが在籍している。そのため、障がい児保育の経験のあるスタッフが中心となって保育を行っている。障がい児については、在籍はしていないものの、園全体として円滑に受け入れる体制が整っている。いつでも受け入れることが出来るように、障がい児の保育に関する研修を受講して、学んだ内容を保育現場にフィードバックしている。特別な配慮が必要な子どもや障がい児については、個別指導計画を作成して、その内容を職員全員が理解したうえで保育を行っている。また、年2回巡回指導があるほか、嘱託医や自治体の担当者、発達障害・統合教育の専門家との連携体制も整え、個々の成長度合いや配慮事項に応じて、子ども一人ひとりの配慮した保育の提供を行うことができる体制となっている。</p>		

25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>延長保育は職員のシフト制により行われており、遅番担当の職員への引継ぎは、口頭・引継ぎノートにて行われているが、近年は保育業務支援ソフトに搭載されている配信機能を利用し、適切に引継ぎが出来るようになってきている。また、保育所内の引き継ぎについては、クラウドベースのグループウェアを導入している。延長保育は20時まで行っており、長時間保育用の部屋を用意し、ゴザやカーペットを敷くことで、疲れても気軽に横になることが出来るようにしている。また、延長保育を利用する子どもには補食の提供を行っており、快適に過ごすことが出来るように配慮している。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>家庭との連携については、保護者との情報交換・連携に力を入れて取り組んでいる。連絡帳・送迎時のコミュニケーションだけでなく、保育参観・個人面談・懇談会・保育の見学(ファミリーデー)など、様々な機会を通して保護者との情報交換を行っている。情報提供については、分かりやすさを重視しており、園だよりにAR(拡張現実)技術を導入することで、動画として子どもの様子を見られるようにしているほか、保育業務支援ソフトに搭載されている配信機能を利用し、リアルタイムで情報提供を行っている。また、メールにて法人本部に直接、意見・要望・相談ができる体制も整えている。</p> <p>関係機関との連携については、市で開催している幼保小(幼稚園・保育所・こども園・小学校)連絡会に参画して、情報共有や相互理解を深めている。就学前には、児童要録を就学予定の小学校に届ける際に、教員と保育所職員による情報伝達の機会を設け、子ども一人ひとりの成長の様子や特徴等について申し送りを行い、子ども一人ひとりの育ちの理解を深め合い、より良い指導が出来るように連携を図っている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>登降所時の健康チェックでは、視診を通じて元気や機嫌、顔色や目、皮膚の状態、虐待の跡などを確認している。また、健康診断を年2回、歯科検診を年1回、尿検査を年2回(2歳以上児)、視力検査を年1回(4歳・5歳児)、発育測定を毎月実施し、結果は保護者に提供している。予防接種の履歴を母子手帳で確認し、実施していない子どもには個別に推奨している。投薬については、保護者からの「与薬補助依頼書」提出後、医師からの処方薬をダブルチェックの上、投薬している。午睡中は乳幼児突然死症候群(SIDS)対策として、5分間隔のブレスチェックや環境整備を徹底している。看護師による「保健だより」発行や市の保健師による歯磨き指導など、保健活動にも積極的に取り組んでいる。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>感染症・疾病・救急対応のマニュアルを整備し、保育所全体で定期的に確認を行っている。子どもの体調不良や傷害に備えており、二次感染の予防と迅速な対応のため、吐しゃ物の除去などの練習を月に1回程度行っている。また、看護師が各クラスを巡回し、子どもの健康状態を把握し、体調不良があれば医務室で療養できるようにしている。</p> <p>市からの情報提供や医療機関との情報交換を通じて感染症の発生状況を把握し、早期の注意喚起を行っている。感染症予防のために検温、消毒、換気、湿度管理を徹底し、保護者は保育室に極力入らず、子どもの受け渡しは教室の外で行っている。</p>		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■ 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■ 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■ 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>食育計画として、箸や茶碗の持ち方や姿勢、マナーなどを食事に行っている。また、子供専用の包丁やピーラーを使用して調理する体験を通じて、食に対する関心や作り手への感謝の気持ちを育てている。</p> <p>給食の献立は、離乳食(四期)、3歳未満児用、以上児用に分けるだけでなく、通常食用、宗教食用、アレルギー食用(アレルギー食材別)などに細分化して作成している。アレルギー児や障害のある子どもには、個々の状況を全職員が把握し、見た目や味・食感などを再現した代替食を提供している。誤食防止のために食札を付けるだけでなく、職員間で確認をしながら配膳し、食事中も必ず保育士が見守り、誤食、誤飲の防止に努めている。子どもの食べ残しや偏食は可能な限り減らすよう努めますが、強制はせず、徐々に改善できるようにしている。</p> <p>給食担当者の会議を定期的に行い、1か月分の献立を作成し、毎月10種以上の新メニューを考案している。保護者には、献立表に時短レシピや新メニューなどの情報を掲載し、SNSや園だよりなどを活用して食育の取り組みを発信している。行事食として、おせち料理、七草粥、七夕そうめんの提供や、ハロウィン、七五三、クリスマスパーティ、ひな祭り、節分、誕生会での提供を行い、「おいしい」という体験・喜びとともに、伝統や季節感を感じる機会を提供している。ウォーターサーバーを設置し、いつでも美味しく安全な水を提供している。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■ 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育室・事務室等の整理整頓・清掃は職員が担当制で毎日行っており、施設を適切な状態に保ち、快適に過ごせる環境が維持されている。トイレは「トイレ清潔・清掃チェック表」で清掃状況を確認し、常に衛生的な環境維持が図られている。玩具は、毎日終業後に全クラスに消毒を行っている。</p> <p>清潔を保つため、手洗いはハンドソープで行い、タオルを使用せずペーパータオルで拭き取ることにしている。さらに、昼食やおやつの前には、手洗いを徹底している。アルコール消毒については、感染症が流行したときに行うことにしている。</p> <p>害虫対策として、専門業者に委託して薬剤散布等で害虫駆除を行ったり、午睡に使用する布団を、専門業者による高温殺菌乾燥を月1回(夏期は月2回)行っている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時の対応を適切に行うため、会議等を通じてマニュアルの周知徹底を図るとともに、定期的に見直しを行っている。また、事故発生時には発生状況とその対応、さらには考察等を記録し、会議等を通じて原因分析と再発防止策の検討を行い、その内容を職員間で共有している。</p> <p>日常の事故防止対策に関する取り組みとして、滑り台・ジャングルジムなどの屋外遊具については、専門業者による定期点検の実施に加え、チェックリストを用いた点検を保育士等が毎日行っている。また、組織全体でSSP(安心安全プロジェクト)に力を入れて取り組んでおり、法人統一の報告フォーマットを作成し、各園のプロジェクトリーダーや危機管理担当者を予め選出し、法人全体の水平研修を実施するなど、安心安全の保育環境の確保に向けた取り組みを推進している。防犯に関する取り組みとしては、男性保育士を配置し、防犯効果を高めるほか、来訪者にはネームタグの着用を義務づけており、外来者との識別を容易にできるようにしている。地域の警察の協力のもとで行われる「総合防犯訓練」を年1回開催しており、不審者への対応として、園内に設置している「サスマタ」の取り扱い方法を実践的に学ぶ機会としている。</p>		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>地震・火災。水害やその他自然災害等、様々なシチュエーションを想定した避難訓練は月1回以上実施しているほか、関係機関との連携のもとで、年に1回以上の「総合避難訓練」を実施している。消防署員の立会いのもとで、避難・初期消火・通報などの訓練を総合的かつ実践的に行うことで、適格かつ敏速な対応が出来る体制を整えている。また、放水体験や防火服着用体験、消防車・救急車の見学、消防士の方への質疑応答などを行い、子どもたちの安全への関心や意識を高める取り組みを行っている。さらに、全職員が、救急救命講習を受講し、心臓マッサージの方法や自動体外式除細動器(AED)の使用法を習得している。災害に備えて、災害発生時に使用する各種器具・機器も定期的に点検しているほか、備蓄品も保育所外の倉庫に置くなど、保育所内に入れない事態を想定した保管方法もしている。震度3以上の地震が発生した場合には、全園児の安全管理と保育所内外の点検を行い、グループ内のエリア担当保育所に電話で、保護者には保育業務支援ソフトに搭載されている配信機能を用いて状況報告を行うことになっている。災害が発生した場合には、本部に災害対策本部を設け、情報管理を行う事で、隣接するグループ園との協力体制が直ちに整う体制づくりをしている。保護者への連絡手段については、従来の電話に加え、保育業務支援ソフトに搭載されている配信機能の活用や、ホームページへの安全情報の掲載など、複数の伝達手段を講じ、確実に情報が伝わる仕組みづくりを行っている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>地域子育て支援として、市内の保育所によるギャラリー展示に参加し、パンフレットを配布して、園見学・園庭開放・子育て相談の受付などについて周知を図っている。園庭開放の日程については、ポスターを作成し、保健センターや公民館に掲示しているほか、市報・ホームページ・園だよりを通じてお知らせしている。園庭開放では、地域の子育てニーズに応えるために、身体測定や手足型を行い、表紙をつけて成長の記録になるように渡したり、カリキュラムを編成して制作や戸外遊びの実施をしたりしている。また、希望者には園見学を実施している。地域住民との交流として、地域の小学校(町探検の受け入れ)、中学校・高校、(職業体験の受け入れ)、警察官(交通安全指導での交流)、消防士(消防車見学)などを行っている。地域の高齢者との交流については、新型コロナウイルス感染症の影響により再開していない。</p>		